

2023年度 文教大学緊急特別奨学金「新型コロナ対応」募集要項

1. 対象者

下記①②のいずれかに該当する者(全学年)

- ①高等教育の修学支援制度の第Ⅱ区分・第Ⅲ区分の学生で、新型コロナウイルスの影響により就学継続が困難な者
- ②「文教大学奨学金」「文教大学私費外国人留学生の奨学金」、「文教大学私費外国人留学生の授業料減免」出願者で新型コロナウイルスの影響により就学継続が困難な者

2. 支給額

最大3万円支給

3. 出願方法

出願は郵送または各校舎窓口で受け付けます。

※出願資格によって提出先が異なります。『7.出願書類』をご確認ください。

4. 出願期間

2023年9月15日(金)~2023年9月29日(金)【最終日消印有効】

5. 出願資格

過去に文教大学緊急特別奨学金「新型コロナ対応」を受給していない者で、下記の(1)~(3)いずれかに該当する者

区分	資格
(1) 高等教育の修学支援制度の第Ⅱ区分・第Ⅲ区分の学生で新型コロナウイルスの影響により就学継続が困難とされる者	・春学期、秋学期のいずれかで第Ⅱ区分、第Ⅲ区分だった者 ※春学期第Ⅰ区分だったが、適格認定(家計)により、秋学期第Ⅱ・Ⅲ区分になった者も出願可能 ※春学期第Ⅱ・Ⅲ区分だったが、適格認定(家計)により、秋学期第Ⅰ区分になった者も出願可能 ※春学期・秋学期ともに第Ⅰ区分の者は出願不可 ※家計急変で2023年度に1ヶ月でも第Ⅱ区分、第Ⅲ区分に該当した者 ・新型コロナウイルスの影響により就学の継続が困難な者
(2) 文教大学奨学金の出願者で新型コロナウイルスの影響により就学継続が困難とされる者	・『文教大学奨学金』『文教大学私費外国人留学生奨学金』『文教大学私費外国人留学生学納金減免』の出願資格を満たしている者 ・新型コロナウイルスの影響により就学の継続が困難な者
(3) 文教大学私費外国人留学生奨学金、文教大学私費外国人留学生学納金減免の出願者で新型コロナウイルスの影響により就学継続が困難とされる者	・『文教大学私費外国人留学生奨学金』『文教大学私費外国人留学生学納金減免』の出願資格を満たしている者 ・新型コロナウイルスの影響により就学の継続が困難な者

6. 給付方法

全額一括で振り込みます。

- (1) 日本学生支援機構に登録している口座
- (2) 文教大学奨学金の出願時に指定した口座
- (3) 文教大学私費外国人留学生奨学金の出願時に指定した口座
文教大学私費外国人留学生学納金減免者は本奨学金出願時に指定した口座

7. 出願書類

出願資格によって出願書類が異なります。

(1) 高等教育の修学支援制度の第Ⅱ区分・第Ⅲ区分の学生

書類名	備考
①文教大学緊急特別奨学金「新型コロナ対応」願書	本人がすべて記入する。
②2022年分の所得証明書(原則父・母両方)	
③2019年分の所得証明書(原則父・母両方)	

○提出先 ※郵送または各校舎学生課・教育支援課窓口に直接提出

【越谷校舎学生】

〒343-8511 埼玉県越谷市南荻島 3337 文教大学越谷学生課 緊急特別奨学金係

【湘南校舎学生】

〒253-8550 神奈川県茅ヶ崎市行谷 1100 文教大学湘南教育支援課 緊急特別奨学金係

【東京あだち校舎学生】

〒121-8577 東京都足立区花畑 5-6-1 文教大学東京あだち教育支援課 緊急特別奨学金係

(2) 文教大学奨学金の出願者で新型コロナウイルスの影響により就学継続が困難とされる者

書類名	備考
①文教大学奨学金の出願書類一式	「文教大学奨学金」募集要項を確認
②文教大学緊急特別奨学金「新型コロナ対応」願書	本人がすべて記入する。
③2019年分の所得証明書(原則父・母両方)	※2022年の証明書は①に含む

○提出先 ※郵送のみ(文教大学奨学金の提出先と同様)

〒206-8799

多摩郵便局留 文教大学奨学金受付センター

(3) 文教大学私費外国人留学生・文教大学私費外国人留学生学納金減免の出願者

書類名	備考
①文教大学緊急特別奨学金「新型コロナ対応」願書	本人がすべて記入する。
②2022年分の所得証明書(本人)	
③2019年分の所得証明書(本人)	2019年時点では日本未入国により発行できない場合は、2020年または2021年で発行可能な証明書で可。

○提出先 ※郵送または各校舎学生課・教育支援課窓口に直接提出

【越谷校舎学生】

〒343-8511 埼玉県越谷市南荻島 3337 文教大学越谷学生課 緊急特別奨学金係

【湘南校舎学生】

〒253-8550 神奈川県茅ヶ崎市行谷 1100 文教大学湘南教育支援課 緊急特別奨学金係

【東京あだち校舎学生】

〒121-8577 東京都足立区花畑 5-6-1 文教大学東京あだち教育支援課 緊急特別奨学金係

8. 選考方法

提出書類により選考します。

9. 選考結果の通知および給付日

12月下旬 採用者発表

1月中 奨学金給付

10.特記事項

- ・予算範囲内でより家計の困窮度が高い者から優先して採用されます。出願資格に適合した出願者全員が採用されるわけではありません。
- ・奨学金給付後に、退学・除籍となった場合や「高等教育の修学支援新制度」「文教大学奨学金」の奨学生の資格を喪失した場合は、奨学金の返還を求めることがあります。
- ・採否の理由はお答えできません。
- ・虚偽の申請により奨学金を受給した場合は、給付済の奨学金の返還を求めるとともに、懲戒処分の対象とする場合があります。
- ・緊急特別奨学金は、「在学中に1度のみ」給付を認める奨学金ですが、本要項で募集する奨学金は、新型コロナ対応の特例として、過去に緊急特別奨学金を受給している方の申請を認めるほか、本奨学金を受給した場合も次年度以降の緊急特別奨学金の申請を制限しません。